

お知らせ

11月は児童虐待防止推進月間



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩む親がいたとき、自身が出産や子育てに悩んだときは、ご相談ください。

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる等

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等

ネグレクト(保護の怠慢・拒否) 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)等

相談・通報のポイント

(分からぬ内容があっても大丈夫です)

○虐待またはその可能性のあった日時

○子ども、保護者の情報(名前、年齢、性別、住所等)

○虐待の恐れがあると思った状況(誰が、どこで、どのように)

体罰によらない子育てを広げよう！

体罰は法律で禁止されています。体罰は、子どもの心身の発達等に悪影響を及ぼす可能性があります。一人一人の意識を変えていくとともに、子育て中の保護者への支援も含めて社会全体で取り組みましょう。

虐待の相談電話

○児童相談所全国共通3桁ダイヤル

189 (24時間)

○川越児童相談所 ☎049-223-4152

(午前8時30分～午後6時15分※土・日曜日、祝日を除く)

○日高市家庭児童相談室(子育て応援課内)

☎985-8118 (午前9時～午後5時)

○子育て応援課

児童虐待防止啓発活動

日高市民まつり(ステージ発表)で、11月12日(土)午後2時30分から3時まで、子どもの虐待をなくしたい、という思いを乗せて「100万人のクラシックライブ」によるバイオリン、ピアノの生演奏があります(無料)。

問い合わせ 児童家庭支援センター シャローム☎989-1535

お知らせ

国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きを簡素化します



問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)

11月1日から、一度、申出書兼同意書を提出すれば、それ以降の窓口等での手続きは不要となります。対象世帯には、必要書類を該当月の申請書と同封して郵送します。

申請手続きの簡素化の適用となった世帯には、高額療養費に該当する月ごとに支給決定通知を送り、指定口座に振り込みます。簡素化の適用となっていない世帯には、従来どおり申請書を送付します。

なお、要件を満たさなくなると、簡素化が取りやめになる場合があります。

**対象となる診療**

令和4年8月診療分以降

対象となる世帯

月間の高額療養費の振り込みを受けている世帯で国民健康保険税の滞納をしていない世帯

簡素化が取りやめになる場合

○国民健康保険税に滞納が発生した場合

○世帯主が死亡などにより変更となった場合

○国民健康保険被保険者証の記号番号が変更となった場合

○指定された口座に振り込みができなくなった場合

○申請内容に虚偽や不正があった場合

○特定給付対象療養に該当する場合

(指定難病や特定疾病療養受給証などを持っている人)